

給水装置工事に関する主な変更点、注意点

平成 24 年度

小田原市水道局

平成24年4月1日現在における、給水装置工事に関する変更点、注意点をまとめましたので確認していただき、今後、給水装置工事申込みに際し反映させてください。

1. 給水装置工事の申込み（給水装置工事施行の承認手続）

給水装置工事をする場合は、あらかじめ水道事業管理者に申込み、その承認を受けてから施行してください。

小田原市水道給水条例

（給水装置工事の申込み）

第4条 給水装置工事(水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規程する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）を使用とする者は、あらかじめ水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置工事の施行）

第5条 給水装置工事（軽微な変更を除く）は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事（軽微な変更を除く。）を施行しようとするときは、あらかじめ設計について事業管理者の審査を受けるとともに、工事完了後直ちに事業管理者の検査を受けなければならない。

小田原市水道給水条例施行規則

（給水装置工事の申込み）

第2条 条例第4条第1項の規程による申込みは、給水装置工事施行承認願（様式第1号）によるものとする。

2. 水道メーターの口径変更を伴う給水装置工事について

【別紙資料1】参照

「水栓番号」と「需要者番号」が異なる給水装置については、今後の管理面やわかりやすさを考慮し、番号の統一を図っていきたいと考えています。

そこで、水道メーターの口径変更を伴う給水装置工事で、「水栓番号」と「需要者番号」が異なるものについては、関係書類の作成・提出について工事申込者の意向を確認していただき、既設給水装置を廃止し「新設工事」として申請していただくようお願いいたします。

3. 給水栓を1栓設ける場合の給水装置工事について

【別紙資料2】参照

小田原市水道給水条例

第20条

「家庭用」とは、一般家庭の用に水道を使用するものをいう。(1戸または1世帯の家事の用に供するものを言う。)

「事業用」とは、特別計量栓によるもののうち、浴場用及び臨時用以外の用に水道を使用するものをいう。

「臨時用」とは、工事用その他一時的な用に水道を使用するものをいう。

建築計画が明らかに予定されているが、給水栓1栓を立ち上げる給水装置工事については、工事用に水道を使用することから用途区分を「臨時用」としてください。

なお、給水栓1栓の時の増設念書については、給水装置工事施行承認願に記載せず、別紙様式(別紙資料2)の誓約書(自筆署名、捺印)を提出してください。

その後、後続して行う建築工事の給水装置(増設)工事の申し込みが行われ、承認(納金)が終了した時点で、「給水装置種別・用途変更届出書」を提出していただき、臨時用から家庭用又は事業用に変更してください。

<参考>

臨時用の水道料金・・・20m³まで8,800円、20m³を超えた分は1m³につき365円、

4. 権利者承諾の記載方法について

私有道路占有掘削、給水管支管分岐、土地使用承諾は、利害関係人同士の問題であり、水道局は直接関与できませんが、工事中のトラブル防止のため記入捺印をお願いしています。

小田原市水道給水条例

(給水装置工事の申込み)

第4条

2 前項の規程による申込みの際、事業管理者は、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

私有道路の占有掘削や給水装置工事申込者と土地所有者が異なる場合及び給水管支管分岐にかかる給水装置所有者及び土地所有者の承諾については、権利者に直接、署名・捺印をいただくようお願いいたします。また、権利者を確認するための資料の添付をお願いいたします。

5. 分譲地などで給水管を先行して取出しする工事について

【別紙資料3】参照

宅地分譲工事などで、舗装先行して給水管を取出す工事については、給水装置工事施行承認願の誓約書欄に念書として記載していただいておりますが、「誓約書」（別紙資料3の様式）を給水装置工事申込時に管理者に提出してください。

誓約書の内容の変更

現状・・・給水装置工事施行承認願の誓約書欄に分譲管念書を署名捺印

文面・・・今般市水道から分岐引用を受け、道路内給水取出し工事を行います。今後5年以内に給水装置新設工事を行い、維持管理については当方で責任をもつていたします。



【変更】「誓約書」（別紙資料3の様式）に自筆で署名捺印し提出

文面・・・この度、宅地造成等に伴う道路舗装に先行して各区画への給水管を先行して取出す工事を行います。将来計画の変更等で、当該工事にて施行した給水管が不要になった場合には自費にて撤去し、給水管に不具合や口径に変更が生じた場合には自費にて改修します。また、売買契約や譲渡等により所有者変更がある場合は、撤去も含め維持管理の責務について継承することを誓約いたします。

6. 給水管取出し工事、分譲地管工事の注意点について

給水管取出し工事及び分譲地管工事で公道上において工事を行う場合には、次のことを厳守してください。

- ・ 工事内容を周辺住民に周知すること。
- ・ 道路掘削占用許可書（道路管理者）、道路使用許可書（警察署）、工事届出書（消防署）を必ず現場に携行すること。市職員が立会いの際に確認します。
- ・ 他企業の埋設物の状況を把握し、他企業埋設物が埋設されている場合には必ず工事の照会を行い、必要に応じて立会いを求めること。
- ・ 給水管取出し工事の際には、必ず給水装置工事主任技術者が常駐してください。
- ・ 分譲地管で配水管を布設する際には、配管工が施工を行ってください。

7. 分譲地管など配水管工事の完成図書について

【別紙資料4】参照

配水管工事の際に提出する竣工図のタイトルボックス及びバルブオフセット図は、別紙資料4を参照し作成してください。

8. 及び断水となる工事について

【別紙資料5】参照

断水を伴う水道工事を施工する際は、**施工日の1週間前までに給水装置係と調整**をしてください。断水通知については、別紙資料5を参考に作成してください。

9. 誓約書の提出方法の変更について

【別紙資料6】参照

「水の出不良念書」及び「改造（布設替）念書」につきましては、給水装置承認願の誓約書欄へご記入頂いていましたが、別紙資料6に工事申込者による署名・捺印をして提出をお願いします。

10. 消火用施設（スプリンクラー等）を設置する工事について

【別紙資料7】参照

消火用施設（スプリンクラー等）を設置する工事については、事前に給水装置係窓口で相談をしてください。給水装置承認願の提出時に誓約書（別紙資料7）、消防署の許可証、設置する消火用施設の構造図等を提出してください。

11. 給水管取出しと分水止を同じ掘削内で施工する際の掘削幅について

給水管取出し工事と同時に、同じ掘削内で分水止めを行う工事における掘削幅は、施工性とサドル分水栓の離隔を考慮し、**90cm**とします。

12. 既設給水管を使用する工事について

【別紙資料8】参照

既存の給水管を使用して施工する工事につきましては、現場調査の際に必ず使用する給水管が使用できる状態か確認を行ない、給水装置承認願提出時に別紙資料8を工事施工者が捺印をして提出してください。

13. 廃止及び敷地内にある使用しない給水管の処理について

廃止する場合や敷地内に複数ある給水管については、使用する予定がないものは必ず配水管からの分岐で分水止めを行い、公道上の給水管は撤去してください。

配水管からの分水止め並びに給水管の撤去を行わない場合は、メーターを設置し給水栓を取り付けてください。

使用しない給水管を止水栓で止めておくことは認めません。

14. 給水装置工事事前施行申請について

【別紙資料9】参照

給水装置工事事前施行申請については、指定給水装置工事事業者の立場を考慮し善意的な処置として事前施行を許可していますが、近年、指定給水装置工事事業者の都合で申請手続きが遅れ、事前施行を申請してくる事例が多くなってきています。このケースは、本来の事前施行制度の趣旨を逸脱したケースであり、今後は認めない方針です。そこで、事前施行申請をする場合は、次のことを厳守してください。

- ・ 必ず給水装置工事施行承認願（申込書）と同時に提出してください。（給水装置工事設計・施工指針P36参照）
- ・ 事前施行申請許可の日から、速やかに承認を受けてください。
- ・ 事前施行申請の回数が多い場合は、申込者または建築工事施工者との工事引受書など契約日が分かる書類を提出していただくこととなります。
- ・ 事前施行申請書の様式を変更しました。

15. 事前調査（窓口対応）について

【別紙資料10】参照

水道管路情報システム以外で情報を確認する場合には、別紙資料10を記入してください。

16. 小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱を策定しました。（平成24年3月1日）

【別紙資料11】参照

小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理を円滑に進めるため要綱を策定しました。今まで以上に、水道法、小田原市給水条例等、関係法規を遵守し事業運営を行ってください。

給水装置工事の違反行為に対しては、今まで以上に厳しく対応する方針です。

17. 小田原市ホームページに給水装置工事に関する情報提供のページを新設しました。

小田原市ホームページに事業者の皆様向けに情報提供するページを4月1日から開設する予定です。ご活用ください。

ページの場所は次のとおりです。

小田原市ホームページ → 暮らしの情報 → 暮らし → 水道
→ 事業者の皆様

18. 市道の路線名は、インターネットで確認できます。

小田原市道の路線名は、小田原市地理情報システム (Navi-O) で確認できます。

小田原市地理情報システム (N a v i -) の認定路線情報

ホームページアドレス

<http://www2.wagamachi-guide.com/navi-odawara/top/index.asp>